環循再発第 2510161 号 令和 7 年 10 月 16 日

各都道府県·各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省 環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管及び保管状況の報告について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)の確実かつ適正な処理に関して、日頃より御尽力いただき、感謝申し上げる。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB特別措置法」という。) に基づき、同法第2条第2項に定める高濃度ポリ 塩化ビフェニル廃棄物(以下「高濃度PCB廃棄物」という。)について、北海道室蘭市、 東京都江東区、愛知県豊田市、大阪府大阪市及び福岡県北九州市の御協力を得て、全国5箇 所に中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)による高濃度PCB 廃棄物の拠点的な広域処理施設を順次整備し、平成16年の北九州事業から処理を開始した。 その後、処理対象量の増加等により処理に遅れが生じたこと等から、立地自治体に対して処 理期限の延長や対象地域の拡大等を要請し、処理体制の見直し等を行いつつ、処理を推進し てきた。さらに、JESCOによる処理事業が既に終了した北九州・大阪・豊田事業対象地 域において廃屋や倉庫等からPCBを含有するコンデンサーや安定器等が発見されたこと から、これらを室蘭市及び北海道の御了解の下、JESCO北海道PCB処理事業所におい て処理してきた。このように、これまで立地自治体の多大なる御協力を得て進めてきたJE SCOによる高濃度PCB廃棄物の処理事業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 (令和6年8月30日閣議決定)」に示す事業終了準備期間のとおり令和8年3月末までに終 了する。同期間内に確実に処理事業を終了すべく、保管事業者からJESCOへの高濃度P CB廃棄物の登録は令和7年10月15日をもって終了した。

このJESCOへの登録期限以降、新たに存在が発覚した高濃度PCB廃棄物は、新たな処理体制において適正に処理されるまで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第2項の特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないように適正に保管する必要がある。このため、今般、保管事業者に対して必要となる指導及び追加の情報収集等についてとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1 高濃度 P C B 廃棄物の保管に係る指導及び情報の整理等について

高濃度PCB廃棄物の保管については、(1)のとおり引き続き関係法令に基づく適正な保管及び届出に係る指導を徹底するとともに、(2)のとおり追加的な情報の整理等に協力をお願いする。

## (1) 指導について

- 高濃度 P C B 廃棄物は、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、見やすい場所に掲示板を設けるとともに、保管の場所から P C B 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように措置を講じた上で、保管することとされている。特にその紛失を防止する観点から、保管場所における P C B 廃棄物であることを表示した掲示板の設置を徹底されたい。また、安定器等及び汚染物については、金属製のドラム缶又はペール缶に格納の上で保管するよう指導されたい。
- 高濃度 P C B 廃棄物の適正な保管方法及び保管事業者からの保管状況の調査票等による報告について、別添1のとおり注意事項や写真の撮影方法等を整理したので参考にされたい。
- 保管事業者に対しては、PCB特別措置法第8条第1項の届出を確実に行うよう指導されたい。高濃度PCB廃棄物の保管に係る情報が変更になる場合には、変更前に関係する都道府県または政令市に連絡するよう指導されたい。
- 各都道府県及び政令市は、保管の状況が特別管理産業廃棄物保管基準や当該届出の 内容に沿ったものであることを、保管場所を訪問する等により継続的に確認された い。

## (2)情報の整理等について

- 存在が新たに発覚した高濃度 P C B 廃棄物については、保管事業者等の協力を得て 調査票等(別添 2 ~ 4)により詳細な情報を整理の上、速やかに管轄の地方環境事 務所資源循環課への提出をお願いしたい。
- なお、調査票等の記載内容については、環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室及び各地方環境事務所資源循環課において、保管物に係る保管状況の把握に活用する予定である。

## 添付資料

- 別添1 PCB廃棄物の適正な保管のための手順
- 別添2 保管者情報の収集様式例
- 別添3 別添2に付属する調査票① (1 台当 たり3 kg 以上のトランス・コンデンサー用)
- 別添4 別添2に付属する調査票②(安定器等・汚染物用)